



宮 崎 県 公 報

令和5年12月4日(月曜日) 第463号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (家畜防疫対策課) 1

告 示

○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 3

頁

○家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 3
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の
一部改正…………… (水産政策課) 3
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
○道路の供用の開始…………… (") 4
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (建築住宅課) 4
○県営住宅の駐車場の使用料…………… (") 4

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第50号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和60年宮崎県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(種付成績等の報告)	(種付成績等の報告)
第6条 種付け(家畜人工授精及び自然種付けをいう。以下同じ。))をした家畜人工授精師及び獣医師は、前年及び前々年の1月1日 から12月31日までの期間にその者が行った種付けについて、そ の成績を種付成績書(別記様式第2号)により、毎年1月31日ま でに知事に報告しなければならない。	第6条 種付け(自然種付け及び家畜人工授精をいう。以下同じ。))をした家畜人工授精師及び獣医師は、前年及び前々年の1月1日 から12月31日までの期間にその者が行った種付けについて、そ の成績を種付成績書(別記様式第2号)により、毎年1月31日ま でに知事に報告しなければならない。
2~4 [略]	2~4 [略]
様式第2号(第6条関係)	様式第2号(第6条関係)
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 実頭数は自然種付け又は人工授精した実頭数とし、 <u>受胎(不受胎)頭数は自然種付け又は人工授精によって受胎(不受胎)した頭数とし、不明頭数は転売等により受胎の確認ができなかった頭数とする。</u>	2 実頭数は、 <u>自然種付け又は人工授精した実頭数とすること</u> 。 。
3 <u>生産頭数は、前々年の期間内に自然種付け又は人工授精によって生産された頭数とすること。</u>	3 <u>受胎頭数は自然種付け又は人工授精によって受胎した頭数とし、流産又は死産した頭数を含めること。</u>
4 <u>受胎頭数には流産又は死産した頭数を、生産頭数には早産又は生後間もなくへい死した産子数を含めること。</u>	4 <u>不受胎頭数は、自然種付け又は人工授精によって受胎しなかった頭数とすること。</u>
	5 <u>不明頭数は、転売又は母牛の受胎確認前の死亡により受胎の確認ができなかった頭数とすること。</u>
	6 <u>生産頭数は前々年の期間内に自然種付け又は人工授精によって生産された頭数とし、早産又は生後間もなくへい死した産子数を含めること。</u>

別記様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

家 畜 受 精 卵 移 植 成 績 書

家畜改良増殖法施行細則第 6 条第 3 項の規定により、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで (及び 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで) に行った家畜
 受精卵の移植の成績について、次のとおり報告します。

(体内受精卵 ・ 体外受精卵)

報告者 氏名
 連絡先

受精卵 の種類	前 (年) 移 植 区 分	前 (年) 移 植 延 頭 数	前々年 (年) 移植										備考					
			受精成績					生産成績					双子	三子				
			延頭数 A	受精延頭数 B	流死産 延頭数C	不受胎 延頭数D	不明 延頭数E	受胎率 B/(A-E)	生産頭数 F+G+H	雄 F	雌 G	早産、生後 へい死 H			生産率 (F+G+H)/(A-E)			
肉用牛 受精卵	1卵移植																	
	2卵移植																	
	3卵以上																	
乳用牛 受精卵	1卵移植																	
	2卵移植																	
	3卵以上																	

備考

- 1 この成績書は、毎年、報告年の前年及び前々年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に移植したものについて記載すること。
- 2 体内受精卵と体外受精卵とを区別し、それぞれ別葉で作成すること。
- 3 受精延頭数は移植によって受精した延頭数とし、流産又は死産した延頭数を含めること。
- 4 不受胎延頭数は、移植によって受精しなかった延頭数とし、流産又は死産した延頭数とすること。
- 5 不明延頭数は、転売又は母牛の受精確認前の死亡により受精の確認ができなかった延頭数とすること。
- 6 生産頭数は前々年の期間内に移植によって生産された頭数とし、早産又は生後間もなくへい死した産子数を含めること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規制による改正前の家畜改良増殖法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 845号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字秋丸62
69、6274-1、6274-4、6274-6、6274-7、6274-9

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 846号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和5年12月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	えびの市	令和5年11月22日

宮崎県告示第 847号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和5年12月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
南郷加入区	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの	南郷加入区	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者又は旧栄松漁業協同組合に所属する組合員であった者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの
栄松加入区	栄松漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行			

うもの	[略]
[略]	[略]

宮崎県告示第 848号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年12月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓 線	宮崎市高岡 町花見字東 城連5451番 10地先から	旧	8.1～ 32.7	297.7
			同市同町花 見字真道 1 47番 1 地先 まで	新	9.8～ 33.9	297.7

宮崎県告示第 849号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年12月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
352	県道	野首麓 線	宮崎市高岡 町花見字東 城連5451番 10地先から 同市同町花 見字真道 1 47番 1 地先 まで	令和 5 年12月 4 日

宮崎県告示第 850号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 5 年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人芹幸医療会

宮崎市恒久 5 丁目 2 番地11

- 2 支援業務を行う事務所の所在地
宮崎市恒久 5 丁目 2 番地11

宮崎県告示第 851号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第69条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる県営住宅の駐車場の使用料を同表の右欄のとおり定め、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

令和 5 年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

県営住宅の名称	県営住宅の場所	使 用 料
県営古城ヶ鼻団地	日向市大字富高6960番地 5	800円

※使用料は、自動車 1 台当たりの月額の使用料とする。